

津田左右吉『日本古典の研究』における 大化前代の史実

―神社建築史ノート(二)―

丸 山 茂

はじめに

前稿では、『日本書紀』の全般について津田左右吉の史実と造作・潤色の腑分けを概観し、津田の記紀への考察から抽出できる神社の成立経緯について検討した⁽¹⁾。津田は神についての思想に関心はあっても神社の成立については関心の中心ではないので、上記の考察の結果取り出すことのできた神社成立の経緯も、わずかなしかも漠然としたものであった。これから神社建築の研究を進めるにあたり、記紀からさらに詳しい叙述を(可能であれば)試みるためには、その前に津田の方法についてさらに詳しく検討してみる必要がある。津田がどのような方法のもとに史実を確定しているか、また、ある記載がどのような論証の構造のもとに史実とされ、また史実でないとされているのか。その検討によって、記紀が津田の指摘以上には神社建築史にとって活用できないものであるか、また活用の可能性のあるものが明らかになるか、また活用の可

なお、小論では津田の論証の全体の構造を理解することに主眼がある。津田の個々の史料評価とその方法に対しては今日まで膨大な批判の蓄積があるが、触れきれないのでいっさい触れていない。先学の明らかにした問題点の再構成以上の意味のないことをおそれる次第である。先学諸賢には諒とされたい。

一 『日本古典の研究』の構成と史実

津田左右吉は『日本書紀』の内容を逐一検討した結果として、書紀に含まれる史実の記載について概ね以下のような結論を示している。

神武から仲哀については、崇神以後の歴代はその名によって伝えられた可能性もあるが⁽²⁾、それ以外は史実は皆無である。応神から仁賢については、帝紀的な系譜は皇族も含めて信頼してよいものの⁽³⁾、旧辞的な内容については、重大な事件がおぼろげながら知られるだけで⁽⁴⁾、そのほかの史実はないとする。武烈から敏達について

は、百済の史料から出たものに史実はあるが、ほぼ史実がなく、欽明・敏達についても史実はまれである⁽⁵⁾。用明以降についても、皇極以前については史実は少なく⁽⁶⁾、孝徳以降に急激に史実が多くなるが、やはり造作・潤色がある。天武・持統のみ、ほぼすべてが事実の記録である、とする。

概括していうと、津田の考える書紀における史実とは、応神以降の帝紀的記述、欽明以前の百済史料に基づく記述、および孝徳以降に現れており、その他の記事にはほぼ史実が伝えられていないかまれにしかない、ということである。

ここで津田が史実をどのように考察しているか、まず全体の構成を確認する。津田は『日本古典の研究』においてその章立てを

神武から仲哀（第二篇）

応神から仁賢（第四篇第一章・第二章）

武烈から敏達（第四篇第三章）

用明から天智（第四篇第四章）

のように構成した。ここで、仲哀と応神を切ることについてはその前後で内容の大きく変化していることをあげているが⁽⁷⁾、その背後には当然天皇の實在の確かな時代とどちらともいえない時代との区別がある。仁賢と武烈との間は、古事記の旧辞的記載があるかないかによる考察の方法の相違で、いわば分析の技術的問題からの章分け、敏達と用明との間の区分は、用明からは国内の文献で遺存するものが現れ始めるので史実が多く現れているのではないかという、

いわば期待に即しての章分けである。

しかし、津田の史実の考察についてその内容に立ち入ってみると、上記の章分け以外に大きな区分を一つ設定している。すなわち皇極と孝徳との区分がそれで、津田によれば孝徳紀からは「詔勅が当時の記録によったものであるとすれば、其他の記事についても、朝廷に伝えられてきた史料から出たものが多いことが」推測できるという⁽⁸⁾。したがって孝徳以降は史実でない記載の抽出とその史実でないことの論証、孝徳より前は記載の真偽についての逐一の論証となるが、結果としては神武から仁賢までは記載に史実が皆無であることの論証、用明から皇極までは史実と造作とを腑分けする論証となっている。

以下、それぞれの期間について、津田が史実を確定する方法をみてゆくこととするが、孝徳以降について方法を考えるには津田の記述の分量が少ないので、小論では省略する。

二 史実か否かを判断するための方法上の前提について

各期間についての考察にはいる前に、津田左右吉が史実でないことを判断する時に用いているいくつかの前提について抽出する。それらは津田にとっては自明のこととして、いわば数学における公理のように扱われている。

その一は「説話」ということである。津田は説話を津田の考える歴史的事実の反対のものとして考えており⁽⁹⁾、彼が説話であると判

断すればそれのみでほとんどの場合史実から外されることとなる。通常の説話は荒唐無稽なあるいは神秘的で現実にはあり得ない話であるが、彼はさらに地名の起源を説明する話、各氏族の起源に結びつけられた話も、起源説話として史実から外すこととなる。また、地理的にあり得ない話、時間的にあり得ない話も、説話であると評価して史実から外すことがある。

またその一は、人物の實在・非實在に関わることで、クマソタケルのように地名をそのまま名前としたものは實在した人間ではないとする。また、対になっている人名、キビツヒコ・キビツヒメのような名前の人間も實在しなかったとする。

また、ある事件について地理が全く語られていない場合は史実ではないとする。

これらの前提には吟味を要するものもあるが、津田はこれらの前提で雑多の記載を除いた上で、主要な事件について検討を行うこととなる。

三 神武から仲哀の期間についての方法上の要点

津田左右吉はこの期間の旧辞に史実はないと結論した上で⁽¹⁰⁾、事実の痕跡⁽¹¹⁾があるとする箇所を二つあげる。

その一は神功皇后の新羅遠征で、「対韓経略の初期に於いて我が国が一時新羅を屈服したことは、物語に含まれてゐる事実の面影である」とする⁽¹²⁾。これは、近肖古王の時に百済がわが国に依頼する

ようになったのには⁽¹³⁾、その前に広開土王碑によって知られるような、倭の新羅に対する軍事的勝利が四世紀半ばになくはならないと、津田の考える歴史的事実を構築した上で、それと記載の内容が符合することから事実の痕跡があるとする。これに関連して、神功紀四九年の加羅の隸属については、津田は上記の歴史的事実の構築をさらに進めて、加羅の服従（任那府の成立）は百済との関係よりも必ず前でなければならぬから、「これは歴史的事実とは見なし難い」とする⁽¹⁴⁾。

その二はヤマトタケルのクマソ征討の物語で、物語そのものは歴史的事実ではないが、漠然たる記憶としてクマソの勢力を平定したことが朝廷のなかに存在して、この物語が作られたのであろうと推測している。津田はクマソの平定を五世紀の前半のころと考えている⁽¹⁵⁾。

次に、一見歴史的な事実の痕跡と見えながら、津田がその認容を回避している箇所がある。詳しく言いなおすと、わが国に古くから伝承された歴史的事実の痕跡と見えながら、古くから伝承されたことの認容を避けている箇所がある。

一は、神功紀の、新羅王から人質として微叱許知が派遣されたこととであり、このことは三国史記にもある⁽¹⁶⁾。この記載は古事記にはないので、後から補われたものであり⁽¹⁷⁾、津田は「はるか後に新羅人から聞いたことを記したものである」として、わが国の伝えられた記録から出たものではないとする。同様の対処は古事記の応神天

皇の巻で、百済の尚古王を応神天皇と同時代に充てている箇所にもある（書紀は王名を記していない）。津田は、「尚古王のことも我が国に古くから伝えられた確実な史料によつたものとは考へ難く、したがつてその出所は百済の史籍もしくは百済人の所伝にあるとすべきであらう」とするが、ここで津田は、この記載を原旧辞になかたとするために、注目すべき論拠を持ち出している⁽¹⁸⁾。

尚古王貢獻のことは物語をなしてゐない簡単な記事であつて、旧辞全体の性質とは調和しないものであるから、それは旧辞の原形に於いては存在しなかつたのであらう。

物語にもならない簡単な記事は、原旧辞にも含まれず、勿論、原帝紀にも含まれようがない。すると歴史上起こつた簡単な記事としてしか現れようのない事件は少なくとも古事記には全く記されていないことになり、歴史的事実の問題と記紀に記されている内容の問題とが全く分離してしまふ。これでは津田の、記紀と異本を照合して原旧辞と潤色を推定する作業が、史実を推定する問題に対して全く意味をもたなくなつてしまふだらう。したがつて、この論拠を津田が持ち出すことは、彼の方法的前提を自ら破壊する可能性がある。別の論拠で原旧辞になかつたことを述べることはできなかつたであらうか。

また、そのほかに気になることとして、神功皇后を卑弥呼に充てたことがある。津田は、

此の物語の含まれてゐる帝紀旧辞が始めて文字に写された時に

は、既に我が国に関するシナ人の著書が伝わつてゐたはずであり、従つて倭王卑弥呼に関する魏志の記事が知られてゐたであらうと思はれる。

と、記している⁽¹⁹⁾。それではなぜシナ人の著作のなかで魏志だけが原旧辞に反映したのであらうか。書紀の編者が卑弥呼に充てたことは事実であらうが、原旧辞の段階で魏志に基づいて創作したことまでは憶測しないでよいのではないか。やはり、わが国で伝わつた事実の痕跡とすることを避けるための配慮かもしれないが、神功皇后を卑弥呼に充てるのは強いて触れなくてもすむことではないか。

以上、津田はこの期間でわが国に伝わる事実の痕跡を二つあげたのであるが、方法の問題としても考えるべきことがある。津田は記紀の記載そのものは結果としてすべて歴史的事実ではないと否定をしたのであるが、その上でわが国に伝わる事実の痕跡と認められるものを二点抽出した。しかし、クマソの平定は、国内の平定の経過を創作した場合でも当然現れる物語で、必ずしも事実の痕跡とする必要はないだらう。新羅の征討については、津田の構成した日朝交渉史に合致することが「事実の面影」として選び出される要件であつた。津田の構成した歴史の当否はここでは述べないが、それがおかたの承認を得難い主観的な史実であつた場合には、彼がこの方法を用いたことで、彼が説話として否定した記事でも「事実の面影」があるとして復活する可能性を、彼自身が開いてしまふことになる。もしこの期間にわが国に伝えられた史実が全くないということ

を明らかにすることに積極的な意義があるとすれば、これらは是非とも「事実の面影」として述べなければならなかったことであろうか。

津田は歴代天皇の實在について、最終的な判断は留保しつつ、崇神以後は實在の可能性が強い⁽²⁰⁾、という判断に傾いている。すると、原帝紀・原旧辞の成立を津田の考察にしたがい六世紀半ばとするならば、天皇名については三百年、新羅征討については二百年、クマソ平定については百余年隔てて、記憶がかすかながらつながつたことになる。なぜこの三点のみ伝わってそのほかの事件はいつさい伝わらなかったのだろうか。

四 応神から仁賢の期間についての方法上の要点

応神から仁賢の期間では、まず古事記について、その大部分を占める歌を含む物語について、その歌を除去すれば単なる貴族の日常生活しか残らないことから、歴史的事件の記載ではないことを述べ、次に、歌を含まない物語については逐一検討して、歌のある物語より後に作られたことを示す。ただし安康の巻の目弱王の復讐と意富祁・袁祁二王の播磨避難についてのみ「伝説によつて知られてゐた歴史的事実が存在するらしい」とする⁽²¹⁾。次いで、物語以外の記事に触れ、それらの断片的記載が「旧辞の全体の姿と調子の合わないものである」ので、「阿礼の誦習に供せられた旧辞に何人かが添加して置いたもの」であつて、「旧辞の補修の最も時代の後れたもの」

であろうと推測する⁽²²⁾。

したがつて、ここで再び明らかなのは、津田左右吉は古事記のもととなつた旧辞の一本は物語のみで構成されていたと考えていることと、津田はまた記紀や異本を照合してそのすべて重複する部分を原旧辞とするのであるから、原旧辞そのものも物語以外のものは含んでいないと考えていることになる。すると、ここで津田にとつて問題となるのは、原旧辞の成立後に、当時記憶されていた歴史的事件がその後につけ加えられて、原旧辞には含まれない史実が伝わっているかどうか、という問題となる筈である。

津田は当然この問題に気づいており、古事記の断片的な記載が「旧辞の補修者の創案」であるよりは「別に拠るところがあつた」のであろうと考え、さらには天武朝に始められた史局で作られた「稿本には多くの記事があつたらうと憶測せられるのに、古事記には僅かしか記されてゐないのも、疑問とすれば疑問になる」と述べる⁽²³⁾。断片的な記事の補修の時期が史局の成立後であるにせよそれ以前であるにせよ、記紀の断片的な記載に歴史的事実の伝えられている可能性がある。それを確かめるために津田は日本書紀の検討に移ることとなる。

以上の考察は古事記だけのことであるから、古事記には載つてゐない伝説や事実の記録が別にあつたのではなからうかといふ疑問も生じ得よう。そこで、書紀に移つて考へてみることにする。

そして津田は、その検討の結論について、書紀の応神から仁賢の記載を検討した結果、百済の書籍に拠るものと後に国外の情報によって補われたもののほかは史実はない、とした。古事記に載っている物語以外で史実と認められるのは上記のもの以外はない、古事記の物語にも史実はないのであるから、この期間、国内では津田の示した重大な事件がおぼろげながら知られるだけでその他は事実の記録も記憶も書紀には現れていないということである。果たしてそのことが、上述の津田の方法的自覚によって、実証的作業として明らかにされたのであろうか。

津田は、古事記と日本書紀の「物語」をまず比較し、両書の対応するものは古事記がもととなっており、また書紀のみに見える物語はそのすべてに政治的意義が与えられているので、書紀の編者の手になったものであるとして、古事記の物語より成立の古い物語は書紀にはないとする。問題の、歴史的事件の記録であるような外観の記事について、部は「上代の部の研究」、韓地に関するものは「百済に関する日本書紀の記載」における考察の結果を示して、国内に伝わる史実のないことを述べ、さらにいくつかの事項に否定の論証を加えた上で、「かう考へてくると、古事記にあるような、池溝の開鑿とか堤防の築造とか、氏姓を正したとかいふやうなこと、また古事記には見えない同じやうな記事、例へば仁徳紀十四年の条の橋梁の架設、道路の築造、土地の開墾などのことが、たしかな史料から出たものでないことは、おのづから知られよう」と、論拠を示さ

ずに一挙に否定する⁽²⁴⁾。

そもそもが、すべての片々たる記事について否定の立証を行うことは不可能ではあるが、実証というものが帰納的な方法である以上、限られた範囲ではあつてもすべてが史実ではないという論証が行われねばならないだろう。すると、上記の結論の正しさを保証するのは、結論のみ引用した「上代の部の研究」と「百済に関する日本書紀の記載」で、史実の否定の論証が適切に行われているかに拠ることになる（以下の二論文は内容が本節の応神から仁賢の区分を超えることを予め述べておく）。

津田は古事記の考察のなかで、「伴造の部や子代名代の設置に関する記事が、さういふ部の起源説話であつて、事実の記載ではないといふことは、……「上代の部の研究」に考へてある」と述べている⁽²⁵⁾。さて、その「上代の部の研究」の内容であるが、そこで「伴造の部」の記事については、津田は逐一触れるが、その史実でないことの論証は、起源説話は造作されたものであるという彼の方法上の前提を超えるものではない⁽²⁶⁾。「子代名代の設置」の記事については、子代や名代の意義が記紀の記載において矛盾を示しており、それが記紀の主張するように名を後に伝えるためであるとしても、それらが人名ではなく地名と考えるべきことから、大化を過ぎて本来の意義が忘れ去られた書紀編纂の時点ですべて造作されたものと

する。以上の論証は、津田の立場からは完全なものであろうが、起源説話は史実ではないという主張を公理として認めることができるか、また子代名代については異なる立論の可能性も否定できないことから、完全なる史実の否定がなされたとは言い難いところがあるう。

いま一つの「百済に関する日本書紀の記載」では、津田はまず百済関係の記事について百済の記録に基づくものを抽出し、次いで百済の史料に拠らない記事について、百済関係、さらには任那・新羅・高句麗および呉の記事について書紀の記載を逐一検討し、百済の史料に拠らないものにはほぼ史実のないことを推定する。その否定の論拠は、誇張された数量（百二十県・十七県）や形式的な数（八十）が記されていること、実在とは考え難い人名のあること、家系の起源説話であること、地理上あるべからざる記述となつていくこと、当時の国際関係で考え難いこと、などがある。これらの論拠のすべてが承認できるものであるかは別として、手続きとしては網羅的な否定の論証を行ったことになる。ただこの論証でも一部彼の否定の網から漏れるところがあり、雄略紀八年に任那日本府が高句麗の侵襲に対して新羅を援けたことは「当時の形勢と、よく一致するから」「大体歴史的事実として承認せられる」とし⁽²⁷⁾、継体二年四月の任那王来朝の記事については人名の漢字の充て方に一部百済の史料と異なる特色のあることから「簡単なおぼろげな伝聞でも記したものが何か日本にあつたらしく」と推測する⁽²⁸⁾。すると、

神武から仲哀で述べた二点を含めてほぼ四点、津田は直接は百済の史料に拠らないにもかかわらず事実の痕跡のある記載を自ら摘出したのであるが⁽²⁹⁾、彼はそれらについて、書紀の物語に三国史記の内容と一致するものがあることから、新羅の昔物語が新羅人によって敏達朝以後伝えられており、上記の事実の痕跡も、国内に伝えられたものではなく、外国人のもたらした情報に基づいたものであるうと推測する⁽³⁰⁾。そして、そのような推測が可能であれば、「神功紀に百済の記録から取った分子があると見ても、何等の支障」がないから⁽³¹⁾、前述の肖古王に時にわが国と百済とが交通を開いたことも、百済の記録によって書紀の編者が説話を構成したのであるうとする⁽³²⁾。

以上の論証で、津田は、部および対外関係の記載について、国外の史料と外国人の伝聞に拠ったものは別として、国内に史実の伝承は全くないことを明らかにしたことになる。したがって、それ以外の、記紀にある歴史的事件の記録であるような外観の片々たる記事についての津田の演繹的な否定を承認するならば、古事記の旧辞に扱われている期間について、伝えるべき史実が皆無であるので、津田にとっては、古事記の旧辞は物語のみで問題ないのであり、原田辞も物語だけで問題のないことになる。

しかし、津田の論証が完全でないと考える場合はどうか。例えば、部についての論証が不完全であると考える場合、津田の次のような

言及がその反論となつていよう。

我が国にとつては最も重大な問題であり、また文字を用ゐることに関係もある韓地の経営やシナとの交通に関する事件について、書紀編纂の際に全く史料が無かつたとすれば、内地のことについてもまた同様であつたとしなければならぬではないか⁽³³⁾。

また、津田の「百済に関する日本書紀の記載」の論証についても不十分であると考えられる場合には、また津田の以下のような記紀の構成についての言及がその反論となつていよう。

仁徳紀から安康紀までの間には、仁徳紀四十一年の条に一つの記事があるのみで、その他には全く百済のことが見えてゐない。此の間は、後にいふ如く、日本が百済の誘導によつて屢々シナの東晋及び南朝と交通をしてゐた時であるし、また高句麗の広開土王の百済侵略、並に広開土王碑に見える倭軍の帯方攻撃も、其の初期のことであらうと推定せられる時代であるから、種々の方面に於いて日本と百済とは関係が深く、日本の百済に於ける活動も可なりに行はれてゐたはずである。ところが、そのことが全く書紀に見えてゐないのは、それに関する史料が絶無であつたからに違ひない⁽³⁴⁾。

しかし振り返つて考えるならば、基本的な疑問としてこの期間に数少ない事実の痕跡を伝えるとする且弱王の復讐と意富祁・袁祁二王の播磨避難について、いくら「皇室に於ける特殊の事件と関係を有つてゐるから」とはいえ、このことだけが六世紀半ばまで百年ほ

ど伝わつて他の事件は全く伝わらなかつたのであろうか。

また、ここで津田の行つた論証についても基本的な問題のあるやに思われるが、これについては次章で触れる。

五 武烈から敏達の間についての方法上の要点

武烈以降は古事記に物語がないので、したがつて以後は旧辞がないのであるから、武烈以降の所謂旧辞的記載は、天武朝に発足した史局が史料の収集を行つて作成したことになる。その際に年代記的記録の伝えられていたかどうかの問題とはなるが、いずれにしてもこれからの問題は、単に事実が現れているかどうかの問題となる。

この期間の論証の構造は前節と同様で、部は「上代の部の研究」、韓地に関することは「百済に関する日本書紀の記載」における考察に任せて、それ以外の記載について検討を行う。

百済の史料が姿を消す欽明二十三年以前については、武烈・安閑・宣化には事件らしい記載はないので、継体と欽明が考察の中心となる。この期間について、仏教公伝の問題と蕃神礼拝の可否に関する蘇我・物部二氏の争いを中心に、ほぼ網羅的に史実でないことの論証を行い、その結果をうけて、一件保留しておいた継体紀の磐井に関する記事について、「此の一事のみが歴史的事件の記録であるとは、解し難い」とする⁽³⁵⁾。

欽明二十三年以降については、二十三年の新羅が任那の官家を滅ぼした記事について「正確な事実と見なすべきもの」とし⁽³⁶⁾、三十

一年の高麗の使人の越への来着および敏達紀の始めの高麗の使人についても当時の国際関係から「事実と認められる」とする⁽³⁷⁾。しかし、その他の記載についてはほぼ逐一触れて、事実はないとする。したがって上記の数少ない事実についても、後者については「年代的記録があつてそれによつたものとは、認め難い」⁽³⁸⁾とするが、前者については、「漠然たる知識が何等かの史料によつて知られたのに基づき、書紀の編者が百済の史籍か新羅人からの伝聞かによつて、それを此の年にあてた」とする⁽³⁹⁾。そして以上をまとめ、
「韓地に関する書紀の記載に於いては、我が国の史料から出た確実なもの、欽明の末に至つて、はじめて現はれる」とする⁽⁴⁰⁾。

ところで、ここで注意されるのは、欽明二十三年をほぼ境にして、津田が歴史的事実については述べるが事実の痕跡についてその後言及しなくなることである。すると津田が考える史実とはどのようなことであるのか。この問題に関連することとして、継体紀の磐井の記事について津田が次のように述べている⁽⁴¹⁾。

かゝる事件が発生し得る事情のあつたことは、筑紫の地理的位置からも、対韓経略が朝廷の重要な事業であつたことから、推測し得られるし、事実さういふやうなこともあつたであらうが、それが継体朝のことであり、またそれが磐井といふものことであつたとは、必ずしも信じ難い。

磐井の事件についての前述の津田の否定も、事実の痕跡や事件の記憶や伝承までは否定していないことがわかる。すると、津田の考え

る歴史的事実とは、事件というものが、いつ・だれが・どこで・なにを・どうした、という形式で表現できるとすれば、このすべてが満足されることをもって歴史的事実と考へていることが想像できる。それが一部欠ける事件については、歴史的事実（「歴史的事件の記録」）ではないとの評価を与えることになるのであろう。すると津田は、この間欽明二十三年までは少数の例外を除いて国内に伝わる史実のないことを述べてきたのであるが、背後に歴史的事件のあることまでを否定したのではない、ということになるのであろうか。あるいは、津田は磐井の記事について「事実の面影」があるとしてむしろ述べるべきであつたかもしれない（認定するための条件は新羅遠征の場合と大差はないであらう）。その場合には、それらの例外の外は史実も事実の痕跡もないという主張が通ることになるう。

しかし、磐井の事件を津田が否定した「此の一事のみが歴史的事件の記録であるとは、解し難い」という言葉を振り返るならば、津田がこの間否定してきたのは上述のような狭い意味での歴史的事実なのか、事実の痕跡の伝承なのか、それとも単に歴史的事件の「記録」の存在なのか、という問題が浮上する。そう考えると、前述の応神から仁賢の期間で、物語をなさない記事を一挙に否定した「たしかな史料から出たものでないことは、おのづから知られよう」とする言葉も、そのまま受け取れば、史料の存在を否定したのみで、事実の痕跡の存在までは否定していないように受け取れる。

しかしいずれにしても、津田が幅広い期間についてほぼ史実はないと否定したことが、記録の存在したことを否定したのか、狭い意味での歴史的事実のないことをいったのか、歴史的事実も事実の痕跡もないことをいったのか、なにを否定したのか鮮明でない、ということは、われわれの理解力の問題もあろうが、その背後に津田の方法上の基本的な問題があるように思われる。津田は前節の応神から仁賢で、旧辞に含まれない簡単な記載や書紀のみに見える物語について歴史的事実のないことの論証を行ったのであるが、その際に記事あるいは物語の新しく補われたことを証明してこと足れりとしていることが多い。すなわち、新しく補われた記事や物語は造作されたもので史実ではないという前提の操作を行っている。これは、いわば新しく補われた記事のなかに古くから伝わる史実がないか確かめるための論証であるにもかかわらず、新しいから史実はないとするわけで、論証として成立していないことになる。この方法で明らかにできるのは、史実とは無関係の、記紀の造作と潤色の問題でしかないであろう。しかし、あるいはこう考えるべきであろうか。津田はそもそもが歴史的事実をすべて取り出そうとしたのではなく、「記録」に裏付けられたそれを抽出しようとしたのである、と。

六 用明から皇極の期間についての方法上の要点

この期間で、史実の伝承に関わる問題として重要なことでは、推古紀二十八年の、天皇記・国記・臣連伴造国造百八十部並公民等の

本記を録した、という記事をどう考えるか、がある。津田左右吉は、「公民」という称呼、「国記」の「国」の意義が、大化後の意義において用いられていること、などから、「此の記事のやうなものが撰述せられたとは考へられぬ」と述べる⁽⁴²⁾。

津田はこの期間について史実ではないと考える記事について取り上げ、否定を行うのであるが、前節までとは異なり、網羅的に取り上げる、あるいはすべてを否定しようとする方向性はない。この期間で津田が確実な史実として取り上げるものは多くないが、その言い方も「其の主要なるもの」としており⁽⁴³⁾、また津田の触れていない記事も多数あることから、用明以降については津田のあげた史実以外にも史実のあることを津田自身認めている、と考えるべきであろう。

七 津田左右吉における史実

津田左右吉は『日本古典の研究』の方法について、帝紀と旧辞が最初に編纂された時にその対象とした時代の歴史的事実が当時に伝えられていたか、ということと、「記紀にそれが現はれてゐるかどうか」という問題は「必ずしも同一ではない」と述べ、さらに「記紀にさういふいひ伝へが含まれてゐるかどうかは、二書の記載そのものの研究によつて判断する外はない」としている⁽⁴⁴⁾。ここで確認すべきは、津田は建て前としては、「記録」の存在だけではなく「いひ伝へ」も記紀に現れる限りは問題とする、と宣言しているこ

とである。「二書の記載そのものの研究」によって津田が史実でないことを多々明らかにしたことは、よく見たところであるが、それでは彼のいうように「二書の記載そのものの研究」によって史実の確認されたことがあるであろうか。またその方法はどのようなものであろうか。

津田のあげた史実で最も多いのは、百濟本記などの百濟の史料の引用の記載とそれに基づく記事であるが、試みにそれら以外に津田の史実およびその周辺に位置するとしたものを再度確認のため列挙すると、概ね以下の通りである。

(ア) 景行の巻 ヤマトタケルの命のクマソ征討

「物語が歴史的事実でないことは、明か」(上、一四三頁)

「クマソといふ勢力があり、ある時代にいくらかの兵力を以て

それを平定せられたことは、事実らしい」(同)

「漠然たる記憶もしくは伝説としてヤマト朝廷の間に存在した

のであらう」(同)

(イ) 神功皇后摂政前紀の「一書」 新羅王を斬殺してその妻に復讐された話

「何等かの事実の基礎があるらしくも推測せられる」(上、九六

頁)

「はるか後世に新羅人から聞いたことを記したものらしい」(同)

(ウ) 神功皇后摂政前紀 微叱許知を質としてわが国に遣わした話

「幾らかの事実の基礎があるにしても」(上、一〇〇頁)

「はるか後に新羅人から聞いたことを記したものであるらしく」

(同)

(エ) 神功皇后摂政前紀 わが国が一時新羅を屈服したこと

「対韓経略の初期に於いて我が国が一時新羅を屈服したことは、物語に含まれてゐる事実の面影である」(上、一〇七頁)

(オ) 応神の巻 肖古王が応神天皇と同時代

「大体に於いて誤はないやうに見える」(上、一〇七頁)

「其の出所は百濟の史籍もしくは百濟人の所伝にあるとすべきであらう」(上、一〇八頁)

(カ) 安康の巻 目弱王の復讐と意富祁・袁祁二王の播磨避難

「その根柢には伝説によつて知られてゐた歴史的事件が存在するらしい」(下、三七頁)

「事実に基づいた伝説であるとはいひ難い」(下、三八頁)

(キ) 雄略紀八年 任那日本府が高句麗の進撃に対して新羅を援けたこと

「年代こそ不確実であれ、そのことからは、大体、歴史的事実として承認せられる」(下、二二七頁)

「或る時代を経た後に新羅人から得た伝聞の記録でもあつたらではあるまいか」(下、二四三頁)

(ク) 継体紀二三年 任那王来朝

「簡単なおぼろげな伝聞でも記したものが何か日本にあつたら

しく」(下、二三九頁)

「其の伝聞は、多分、新羅人からのであらう」(同)

(ケ) 欽明紀二三年 新羅が任那の官家を討滅ぼした

「正確なる事実と見なすべきものである」(下、八二頁)

「其の基礎として何ほどの事実の記録があつたとすべきやうである」(同)

「かういふ事件が欽明朝に起つたといふ漠然たる知識が何等かの史料によつて知られたのに基づき、書紀の編者が百済の史籍か新羅人からの伝聞かによつて、それを此の年にあてたのであらう」(下、八六頁)

(コ) 欽明紀三一年・敏達紀一三年 高麗の使人の来朝

「事実と認められる」(下、八二頁)

「年代記的記録があつてそれによつたものとは、認め難い」(下、八三頁)

「ほゞ、此のところに高麗使の来朝したことは疑があるまい」(同)

(サ) 用明紀 南淵坂田寺の仏像の由来譚

「さして疑ふを要しない」(下、一〇六頁)

(シ) 推古紀 「十一年の条の冠位の制定、十年の条の観勒、十八年の条の曇徴の来朝とそれに伴ふ種々の学芸技術の伝来、十五年十六年の条に見える隋との交通、二十六年の条の高麗からの報告」

「疑を容るべき点がない」(下、一三八頁)

「推古紀にかういふ記事のあるのは、其のところに作られた記録があり、それが史料として用ゐられた故であらう」(同)

皇極以前で津田が史実およびその周辺に位置するとした事項は、上記のように非常に少ない。ここで津田が「正確なる事実」あるいは「歴史的事実」としていることがらに注目すると、(キ)において「年代こそ不確実であれ」と述べていることから、年代についてはある許容の幅を設けていることがわかる。(コ)において「ほゞ、此のころ」としているのも同様の観点であらう。しかし、特に(ケ)において、史料によつて知られた「欽明朝に起つた」というだけでは「漠然たる知識」で歴史的事実と認定できないが、「百済の史籍か新羅人からの伝聞かによつて」適切な年代を充てたことによつて「正確なる事実」とされたことは、津田が年代についてはかなり厳しい見方をしてゐることを窺わせる。

津田が事実あるいはその痕跡と認定する根拠は、第一に百済の史料であるが、それに次ぐものとして上記の例を通覧すると、百済人や新羅人からの伝聞を重くみていることがわかる。これらは国内に根拠を求められないために根拠を韓地に推測してゐるのであるが、根拠を国外に求めていることにはかわりがない(イウオキク)。また(ケ)も「正確なる史実」とする根拠は「韓史の所説と符合」するためである。(エ)と(コ)は、直接の海外史料に拠るものではないが、それらによつて津田が独自に歴史を構成しそれに符合する

ことをもって事実の幾分かを認めるものである。これも海外史料に根拠を求めているとすべきであろう。そしてそれらはいずれも国際関係に関する記事であって、国内の事件ではない。そして、国内の史料によって国内の事実の推定を試み、またその方法が窺われるものは、(ア)(カ)の二点となる(サ・シはその事実とする根拠を示していない)。しかし(ア)は既に述べたように、方法というべきほどのものでない。常識的に想定し得る過去の事件に一部符合することをもって事実の痕跡があるとすれば、あらゆる記載が事実の痕跡として復活することを阻止する方法がないであろう。(カ)は唯一方法についての言及のある箇所である。

安康天皇が大日下王を殺された話は、日弱王の復讐の原因を作ったものである点に於いて、また雄略天皇が市辺忍齒王を殺された話は、意富祁、袁祁、の二王の播磨避難の由来をなしてゐる点に於いて、皇室に於ける特殊の事件と関係を有つてゐるから、その根拠には伝説によつて知られてゐた歴史的事件が存在するらしい⁽⁴⁵⁾。

これは、「原因」「由来」の語があるが、古事記ではそれぞれが一続きの物語であるので、原因と結果で結びついた話であるからというよりも、「皇室に於ける特殊の事件」の原因を作る、由来となる話であるから事実の痕跡がある、と考えるべきであろう。皇室に関する重大事件には事実の痕跡があるということか。しかし、この方法についてもやはり歯止めがないであろう。やがて、皇室に関わらず

べての政争は事実の痕跡があることとなる。また、この方法だけでは皇室以外の記事について史実を推測することができない。

以上みてきたことから、津田は「二書の記載そのものの研究」によつて史実を取り出す方法を提示していなかったといえよう。これは史実がないから方法が必要とされなかったのか、方法がないから史実のないことになったのか、いずれにせよ津田が提示した方法は、唯一、中国朝鮮の史書と金石文によつて考察する、ということであった。

(付) 津田左右吉における大化前代遡及の方法

津田左右吉は以上のように、彼にとつて大化前代に史実と認められるものはほとんどないことを示した。それでは、そのような前提に立つときに、大化前代についての記紀を用いた歴史的考察は、どのように可能なのであろうか。津田左右吉は『日本古典の研究』と『日本上代史の研究』でいくつかの方法を自ら示しているので、それを見てみる。

① 帝紀的記載を利用すること

古事記の孝元の巻の建内宿禰の系譜は「蘇我氏の勢力を得た時代になつてから」、「いかに早くとも欽明朝のころ、多分それよりも後」に帝紀に加えられたものであり、付加された時点での蘇我氏の考えを表していると考えて、その系譜の分析から蘇我氏と葛城の地との関係を推測する⁽⁴⁶⁾。

皇室の系譜に欽明天皇以降、皇子の名に某部というのが見えることから、「某部といふ称呼が欽明朝ごろには既に世に行はれてゐたことを示す」とする⁽⁴⁷⁾。

② 原帝紀・原旧辞の成立の時期を利用する

忌部と中臣の祖先であるフトダマの命とアメノコヤネの命が両氏の名とともに神代史の成立したときに現れているので、忌部・中臣とも当時「既に其の家が成立つて」おり、その職掌も神代史に現れている、とする⁽⁴⁸⁾。

③ 造作・潤色の時期や順序を利用する

伊勢神宮の成立について、原旧辞・原帝紀に関連する記載の認められないこと、また、初めて帝紀に補われた記載の後に、様々のそれと矛盾する物語の加わっていることから、伊勢神宮の成立を推古朝ころと推定する⁽⁴⁹⁾。

④ 名前による遡及

名は「大化改新後の戸籍編成の際に氏族制度時代の漠然たる称呼が保持せられたもの、もしくは其の時代の部属関係によつてそれぞれの氏の名として定められたものに違ひな」いので、後の時代の名の考察によつて大化前代をうかがい知ることが出来る⁽⁵⁰⁾。

⑤ 特殊な官職についての遡及

官職の世襲を認めないはずの大化以降の新制において、特定の氏に特殊の地位と職掌を与えているのは、「氏族政治時代の因襲に従つたものと解しなければならぬ」として、特に祭祀に関わる

氏がその職掌ともに大化前代に遡ることをいう⁽⁵¹⁾。

⑥ 起源説話の利用

書紀の編者の造作した物語について、その造作するものとなつた編纂当時の事実や言い伝えを物語から抽出し、そのなかに大化前代に遡る可能性のある情報があれば（この場合は編纂時に「田部」を氏の名とする農民が河内県にいた、ということ）利用する⁽⁵²⁾。

⑦ 古語からの推測

招魂や鎮魂に充てられたミタマフリの訓は漢字と意味の合わなことから古語の伝えられたものであらうと考え、シナ思想が入つて招魂などの文字が充てられる以前の儀礼の内容を、ミタマフリの言葉から推測する⁽⁵³⁾。

⑧ 世の中は急には変わらないとする史観からの遡及

大化以後に地方に浮遊者のあつたことは、「かういふ事實は間接に大化以前の状態を推測する材料となる」。こうした富裕者は急に生まれたとは考えられないから、「改新以前の豪族富裕者の継続せられたものと見なければならぬ」⁽⁵⁴⁾。

まとめ

津田左右吉の記紀に史実を探る方法について以上概観して、いくつかの疑問点を考えてみた。津田の論証の結果からみた記紀の構造は、欽明二十三年以前は数少ない事実の痕跡を除いては史実の記載

はなく、それ以降は歴史的事実と虚偽の造作や潤色が入り乱れながら、次第に歴史的事実の記載が増加する、ということであろう。そして、問題となるのは欽明二十三年以前についての彼の成果をわれわれがどのように継承するかという問題である。

欽明二十三年以前について、歴史的事件についての国内の記録の全くなかったことが、津田の明らかにしようとした最も基本のことであろうが、それ以上に彼の史実についての否定がどの範囲まで及んでいるのか、それをわれわれがどのように評価するか、ということである。

方法上の問題としては、原旧辞以降新しく補われた記事について時代の降る表現や内容が見出された時に、直ちにすべてが造作とするか、何等かの史料や記憶に基づいて潤色を加えたものか、可能であれば慎重な検討が必要となるが、完全には徹底していない、あるいはその内容の表現されていないことがある。しかし、既に述べたが片々たる記載をすべて根拠を示して否定することは不可能であろうし、僅少のほころびを見出してすべてを否定することも適当な態度とはいえない。結局は、津田の繰り返し述べる、国際関係について国内に史料がなく、歴史上起こったことの確かな重大事件についても記載がないのに、国内の事件について史料や正しい事実の伝承があったとは考えられようか、という構造について、われわれがどう考えるか、という問題に帰着するのである。しかし現実の作業としては、いずれにしても、当然のことながら個々の史料につ

いて改めて史実か否かの論証を積み重ねていくしかない。

注

- (1) 拙稿「津田左右吉の『日本古典の研究』にみる神社建築の成立過程―神社建築史ノート(二)―」(『跡見学園女子大学短期大学部紀要』三四、平成一〇年三月、三六頁)
- (2) 『日本古典の研究』上、三〇四―七頁(以下同書については書名を略し上巻・下巻を記す)。
- (3) 下、四二頁。ただし、その根拠は述べていない。
- (4) 「目弱王の復讐とか意富祁袁祁二王の播磨避難とかが其の例であるらしい」(下、四二頁)。
- (5) 津田がこの期間史実としてあげるのは「任那官家の滅亡、高麗使の来朝」の二点のみ(下、一〇一―二頁)。
- (6) 用明から皇極について津田が史実として触れるのは「南淵坂田寺の佛像の由来譚」のみ(下、一〇六頁)、推古紀では「十一年の条の冠位の制定、十年の条の観勒、十八年の条の曇徴の来朝とそれに伴ふ種々の学芸技術の伝来、十五年十六年の条に見える隋との交通、二十六年の条の高麗からの報告」をあげる(下、一三八頁)。皇極紀についても数多くの造作・潤色を指摘する。
- (7) 物語における政治的意義の有無、説話的色彩の強弱、歴代の天皇名の書き方、人名・地名の付け方において「一界線を有する」という(上、七九―八四頁)。
- (8) 津田によれば、皇極以前の詔勅は純粹の漢文で、孝徳紀以後の詔勅が「漢

- 文として極めて拙く、漢文に書き直すことのできなかつた部分が国語として遺存していることを考えれば、皇極以前の詔勅は「多くの文章が、書紀の編者の造作したものである」とする（下、一六九～一七〇頁）。
- (9) 津田が史実、歴史的事実をどのように考えているかは後に考察する。
- (10) 津田は結論として、「記紀の仲哀天皇（及び神功皇后）以前の部分に含まれてゐる種々の説話を歴史的事実の記録として認めることが、今日のわれわれの知識と背反してゐるのは明かであらう」と述べる（上、二九六頁）。この期間についての否定方法の概略は、拙稿（注1）の注七を参照。
- (11) 小論では、津田が歴史的事実とは認めないが「事実の面影」「漠然たる記憶」「いくらかの事実の基礎」などの言葉で表現している、歴史的事件の幾分かの記紀への現れを総称して「事実の痕跡」と呼ぶ。
上、一〇七頁。
- (12) 津田は「百済に関する日本書紀の記載」で、神功紀の、肖古王の時に百済と我が国との国交が開けたとする記載について、広開土王碑等の史料から順当であろうと考え、「書紀の編者は百済の記録に肖古王が甲子の年に始めて日本に交渉を開いたという記事のあるのを見て、それを基礎にして此の一篇の説話を構成したのであらう」と推測する（下、二六〇～二六一頁）。
- (13) 上、一一九頁。
- (14) 上、一四三頁。
- (15) 上、一〇〇頁。
- (16) 周知のように、津田は原旧辞を取り出す方法の第一歩として、記紀と紹介されている異本のすべてに含まれている内容を、原旧辞の内容とする。神代は豊富に異本が紹介されているが、神武以降は異本の紹介が極端に減少するので、記紀の両者を比較して簡潔な方、多くの場合古事記の内容が、
- (17) 原旧辞に近いものとされる。
- (18) 上、一〇七～八頁。
- (19) 上、一一三頁。
- (20) 上、三〇六～七頁。
- (21) 下、三七頁。
- (22) 下、四四～五頁。
- (23) 下、四六頁。
- (24) 下、六九頁。
- (25) 下、四四頁。
- (26) 『津田左右吉全集』第三卷、九～一七頁（以下同書については書名を略し第三巻と記す）。
- (27) 下、二二七頁。
- (28) 下、二三八頁。
- (29) 津田は「継体紀の加羅服属の記事がほぼ事実を伝へ」とするが（下、二四二頁）、この記事については津田は「大体に於いて此のあたりの記事が百済本記から出てゐることは、疑が無からう」（下、二〇五頁）と述べているので、小論での国内の史料や伝承に拠る事実の痕跡には該当しない。
- (30) 下、二四三頁。
- (31) 下、二五三頁。
- (32) 下、二六一頁。
- (33) 下、六九頁。
- (34) 下、二一〇頁。
- (35) 下、一〇三頁。

- (36) 同年の紀男麻呂などの出征記事も「何ほどかの事実の記録があつた」とする(下、八二頁)。
- (37) 下、八二頁。
- (38) 下、八三頁。
- (39) 下、八六頁。
- (40) 下、八三頁。
- (41) 下、一〇三〜四頁。
- (42) その他に理由として、「臣連伴造国造百八十部並公民」のすべてに一々本記として録し得られるほどのことがあつたかどうかが疑はし」いこと、「十七条法や経疏の製作のことまで記してある法王帝説のどこにも、かういふやうな記事の見えないこと」などをあげる(下、一二〇〜一頁)。
- (43) 下、一三八頁。
- (44) 上、四九頁。
- (45) 下、三九頁。
- (46) 下、一〇八〜一一五頁。
- (47) 第三卷、四一〜二頁。
- (48) 下、四六二〜七頁。
- (49) 下、二四四〜六頁。
- (50) 第三卷、三頁。
- (51) 下、四六三〜四頁。
- (52) 第三卷、二四八頁。
- (53) 下、四七一〜三頁。
- (54) 第三卷、二四二頁。